



県 章

滋賀県公報

平成 14 年 (2002 年)
7 月 29 日
第 2060 号
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

告 示

保安施設地区指定予定 (森林保全課)	659
特定計量器定期検査の実施 (計量検定所)	659
青少年に有害な図書等の指定 (生涯学習課)	660
青少年に有害な興行の指定 (生涯学習課)	661

公 告

平成 14 年度滋賀県介護支援専門員実務研修受講試験実施公告 (レイカディア推進課)	661
都市計画変更案縦覧公告 (都市計画課)	668
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	669
一般競争入札の公告 (健康対策課)	670

地 域 振 興 局 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (湖南)	671
------------------------------------	-----

公 安 委 員 会 公 告

猟銃等講習会実施公告 (生活安全企画課)	672
----------------------------	-----

告 示

滋賀県告示 第 348 号

森林法 (昭和 26 年 法律 第 249 号) 第 44 条において準用する同法 第 29 条の規定により、次のように保安施設地区の指定する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成 14 年 7 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 保安施設地区に指定する予定の所在場所 次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 12 号までを順次結んだ線および標柱 1 号と標柱 12 号を結んだ線に囲まれた区域ならびに標柱 13 号から標柱 22 号までを順次結んだ線および標柱 13 号と標柱 22 号を結んだ線に囲まれた区域 (次の図に示すとおりとする。)

高島郡朽木村大字荒川字慕谷 721 - 3、721 - 4

- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件 立木の伐採を禁止する。
- 指定有効期間 3 年

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および朽木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示 第 349 号

計量法 (平成 4 年 法律 第 51 号) 第 19 条 第 1 項の規定に基づき、特定計量器定期検査 (ひょう量 500 キログラム以下のもの) を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定検査規則 (平成 5 年 通商産業省令第 70 号) 第 39 条 第 1 項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日以後 60 日以内に実施する。

平成 14 年 7 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検査を行う区域	検査を実施する期日	検査を実施する場所
伊吹町の区域	9月10日(火)	伊吹小学校体育館
		伊吹山麓青少年総合体育館
山東町の区域	9月11日(水)	山東町立産業文化会館
		B & G 山東海洋センター
近江町の区域	9月12日(木)	近江町役場
米原町の区域	9月13日(金)	J A レーク伊吹農業協同組合 醒井支所
		米原町役場

2 指定定期検査機関の名称 社団法人滋賀県計量協会

滋賀県告示第350号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)第11条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定した。

平成14年7月29日

滋賀県知事 國 松 善 次

図書

指定番号	種類	名 称	発行所等	理 由
22	月刊誌	KEITAI BANDITS 2002 8月号	ミリオン出版	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。
23	"	ホイップ No.31 AUG.2002	コアマガジン	
24	"	オレンジ通信 2002 8	東京三世社	
25	"	Street SUGAR 8 AUG.2002	サン出版	
26	"	Dr.ピカソ Aug 2002 No.89	パウハウス	
27	"	GOKUH AUG.8 2002. No.133	"	
28	"	ナマしてッ!!!いいよ♡ AUGUST. 2002 VOL.3	マイウェイ出版	
29	"	WINDOWS DELUX ウィンドウズROM! 8月号別冊	M C プ レ ス	

ビデオテープ

指定番号	種類	名 称	発行所等	理 由
15	ビデオテープ	大和撫子 加藤由香	帝國映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。
16	"	妖精神話 清水しずか	バーヂンズ	
17	"	しぶやえま ema sibuya	Channal vinc	
18	"	TRIPLE・H 逢いにきて -I Need You-	Smale Shot	
19	DVD	no make 3 ロリロリ少女SEXドキュメント	B & K	

滋賀県告示 第 351 号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例 (昭和 52 年 滋賀県条例 第 40 号) 第 12 条 第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定番号	種 類	題 名	制 作 所 等	理 由
50	映 画	完全なる飼育 香港情夜	ア ー ト ポ ー ト	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。
51	"	いんらん夫人 覗かれた情事	オ ー ピ ー 映 画	
52	"	クラブ・バタフライ	松 竹	
53	"	お灸快樂 若草いぶり	オ ー ピ ー 映 画	
54	"	淫らな三十路 - 激愛撫 -	新 日 本 映 像	
55	"	四十路の長襦袢 喰いまくり	"	
56	"	痴漢電車 奥まで触って	大 蔵 映 画	
57	"	ノーパン若妻 おもちゃで失神	オ ー ピ ー 映 画	
58	"	No.9 THE MOVIE	ビー・ファクトリー	
59	"	赤襦袢レズ - 熟女こすり合い -	新 日 本 映 像	
60	"	三十五才喪服妻 通夜の暴行	"	
61	"	浮気妻 裏ナマ覗き	オ ー ピ ー 映 画	
62	"	エロ雑誌の女 悶える花芯	新 東 宝 映 画	
63	"	OL 不倫といんらん	"	
64	"	淫行教師	"	
49	映 画	デッドベイベース	ア ー ト ポ ー ト	著しく青少年の犯罪または自殺を誘発するおそれがある。

公 告

平成 14 年度滋賀県介護支援専門員実務研修受講試験実施公告

平成 14 年度滋賀県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成 14 年 7 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 試験日時 平成 14 年 10 月 27 日 (日) 午前 10 時から午前 12 時まで
 - 2 試験会場 龍谷大学 瀬田学舎 大津市瀬田大江町横谷 1 - 5
 - 3 受験資格 (1) に掲げる対象者のいずれかに該当し、平成 14 年 10 月 26 日において (2) の実務経験期間の要件を満たし、(3) に掲げる欠格事由に該当せず、かつ、(4) 勤務地・住所地の要件を満たす者であること。
- (1) 対象者

ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士 (管理栄養士を含む。) または精神保健福祉士の資格を有する者であって、当該資格に係る業務に従事し、または従事したもの

イ 別表 1 に掲げる相談援助業務に従事し、または従事した者

ウ 別表 2 に掲げる介護等 (身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、ならびにその者およびその介護者に対して介護に関する指導を行うことをいう。以下同じ。) の業務に従事し、または従事した者であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 社会福祉主事任用資格を有する者

(イ) 訪問介護員養成研修 2 級課程もしくは社会福祉施設長資格認定講習会またはこ相当する研修等を修了した者

(ウ) アに掲げる資格を有する者

(エ) 別表 1 の 1 および 2 に掲げる相談援助業務に従事する者として 1 年以上勤務した者

エ 別表 2 に掲げる介護等の業務に従事し、または従事した者であって、ウに該当しないもの

(2) 実務経験期間 (1) のア、イおよびウの業務に従事している期間が通算して 5 年以上あり、かつ、当該業務に従事した日数が 900 日以上のもまたは (1) エの業務に従事している期間が通算して 10 年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が 1,800 日以上のも

実務経験期間は、要援護者に対して直接的に援助することが本来業務として明確に位置付けられている職に従事した期間をいう。資格等を有しながら要援護者に対して直接的に援助しない研究業務等を行っている期間は、実務経験期間には含まれない。

(1) アに該当する者が、当該免許の登録前に当該資格に係る業務に従事した期間は、実務経験期間には含まれない。(言語聴覚士および精神保健福祉士を除く。)

・ (1) アの言語聴覚士については、その資格を得る前に病院、診療所および言語聴覚士法施行規則 (平成 10 年厚生省令第 74 号) 附則第 4 項に規定する施設において言語聴覚士法 (平成 9 年法律第 132 号) 第 2 条に規定する業務に適法に従事した期間を含む。

・ (1) アの精神保健福祉士については、その資格を得る前に病院、診療所および精神保健福祉士法施行規則 (平成 10 年厚生省令第 11 号) 附則第 2 条に規定する施設において精神保健福祉士法 (平成 9 年法律第 131 号) 第 2 条に規定する相談援助の業務に従事した期間を含む。

(3) 欠格事由 次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないと認められること。

ア 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) もしくは同法に基づく命令の規定またはこれらに基づく処分に違反した者

イ 罰金以上の刑に処せられた者

ウ イに該当する者を除くほか、(1) のアからエまでの業務または介護支援専門員の業務に関し犯罪または不正のあった者

エ 介護支援専門員名簿から削除され、その消除の日から 5 年を経過しない者

(4) 勤務地・住所地 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該アまたはイに掲げる要件を満たしている者であること。

ア 受験申込書提出時において (1) に掲げる業務に従事している者 滋賀県内に勤務地を有していること。

イ 受験申込書提出時において (1) に掲げる業務に従事していない者 滋賀県内に住所を有していること。

4 試験方法および内容

(1) 試験方法 5 肢複択方式および 5 肢択一方式による筆記試験を行う。

(2) 試験内容および出題範囲 出題範囲は、基本視点、介護保険制度論、要介護・要支援認定特論、介護支援サービス (ケアマネジメント) 機能論ならびに高齢者支援展開論とし、詳細は試験案内に記載する。

(3) 試験問題の解答免除 3 (1) アに掲げる資格を有する者にあつては、当該資格の試験においてその知識が確認されている分野の問題について解答を免除する。

5 受験申込手続等 受験申込書その他必要な書類を滋賀県健康福祉部レイカディア推進課介護保険室へ平成 14 年

8 月 19 日 (月) から平成 14 年 8 月 30 日 (金) まで (土曜日および日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間に提出すること。

身体に障害等があり、受験に際して配慮を必要とする場合は、受験申込書提出時までに滋賀県健康福祉部レイカディア推進課介護保険室へ連絡すること。

6 受験手数料 6,000 円 (滋賀県収入証紙による。)

7 合格発表 滋賀県庁前の掲示板、各地域振興局および大津健康福祉センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否の結果を郵送で通知する。

8 受験申込書等の配布 試験案内および受験申込書は、滋賀県健康福祉部レイカディア推進課推進課介護保険室 (〒 520 - 8577 住所不要) において配布する。郵送により請求する場合は、封筒の表面に「介護支援専門員試験案内請求」と朱書きし、返信用封筒 (角形 2 号 (縦 332 mm 横 240 mm) に 240 円切手をちょう付し、あて先を明記したもの) を同封すること (1 人 1 部ずつ請求のこと。)

なお、各地域振興局総務振興部総務出納課、地域健康福祉部総務調整課および大津健康福祉センター総務調整課においても、試験案内および受験申込書を配布する (郵送による請求は受け付けない。)

9 問い合わせ先 滋賀県健康福祉部レイカディア推進課介護保険室 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
TEL 077 - 528 - 3597 FAX 077 - 528 - 4851

別表 1

1 次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職員等として相談援助業務に従事し、または従事した者

- (1) 知的障害児施設、肢体不自由児施設 (肢体不自由児通園施設を除く。) および重症心身障害児施設 児童福祉施設最低基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号) 第 49 条第 1 項、第 69 条第 1 項および第 5 項ならびに第 73 条第 1 項に規定する児童指導員
- (2) 身体障害者更生相談所 「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」 (平成 5 年 3 月 31 日付け社援更第 107 号) 第 1 に規定する身体障害者福祉司およびケース・ワーカー
- (3) 身体障害者更生施設 「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」 (昭和 60 年 1 月 22 日付け社更第 4 号) 第 2 章の第 3、第 4、第 5 および第 7 に規定する生活指導員ならびに第 2 章の第 6 に規定するケース・ワーカー
- (4) 身体障害者療護施設 「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」 第 3 章の第 5 に規定する生活指導員
- (5) 身体障害者福祉ホーム 「身体障害者福祉ホームの設備及び運営について」 (昭和 60 年 1 月 22 日付け社更第 5 号) 別紙 (身体障害者福祉ホーム設置運営要綱) 9 に規定する利用者の生活および自立に関する相談、助言その他必要な援助を行う職員
- (6) 身体障害者授産施設 「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」 第 4 章の第 3 および第 4 に規定する生活指導員ならびに第 5 に規定する指導員ならびに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」 (昭和 47 年 7 月 22 日付け社更第 128 号) 別紙 (身体障害者福祉工場設置運営要綱) 7 に規定する指導員
- (7) 身体障害者福祉センター 「身体障害者福祉センターの設備及び運営について」 (昭和 60 年 1 月 22 日付け社更第 6 号) 別紙 (身体障害者福祉センター設置運営要綱) に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
- (8) 救護施設および更生施設 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準 (昭和 41 年厚生省令第 18 号) 第 11 条第 1 項第 3 号および第 19 条第 1 項第 3 号に規定する生活指導員
- (9) 福祉に関する事務所 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 15 条第 1 項第 1 号に規定する指導監督を行う所員 (査察指導員)、身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 11 条の 2 第 1 項および第 2 項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 10 条第 1 項および第 2 項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 6 条および第 7 条に規定する社会福祉主事 (老人福祉指導主事) ならびに社会福祉法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する現業を行う所員 (現業員)
- (10) 知的障害者更生相談所 「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」 (昭和 35 年 6 月 17 日付け社発第 380 号) 第 1 に規定するケース・ワーカー
- (11) 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設および知的障害者通勤寮 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成 2 年厚生省令第 57 号) 第 11 条第 1 項第 4 号、第 21 条第 1 項第 4 号および第 27 条第 1 項第 3 号に規定する生活指導員

- (12) 知的障害者福祉ホーム 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 第 33 条 第 1 項に規定する管理人
- (13) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンターおよび老人介護支援センター 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和 41 年 厚生省令第 19 号) 第 12 条 第 1 項 第 3 号に規定する生活指導員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 11 年 厚生省令第 46 号) 第 12 条 第 1 項 第 3 号に規定する生活相談員、「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和 47 年 2 月 26 日付け社老第 17 号) 別紙 (軽費老人ホーム設備運営要綱) 第 2 に規定する主任生活指導員および生活指導員、第 3 に規定する利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員ならびに第 4 に規定する生活指導員、「老人福祉法による老人福祉センターの設備及び運営について」(昭和 52 年 8 月 1 日付け社老第 48 号) 別紙 1 (老人福祉センター設置運営要綱) 第 2 に規定する相談・指導を行う職員および第 3 に規定する相談・指導を行う職員、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和 51 年 5 月 21 日付け社老第 28 号) 別添 3 (老人短期入所運営事業実施要綱) 1 に規定する生活指導員および別添 4 (老人デイサービス運営事業実施要綱) 1 に規定する生活指導員ならびに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (14) 生活保護法 (昭和 25 年 法律 第 144 号) 第 38 条 第 1 項 第 4 号および第 5 号に規定する授産施設および宿所提供施設「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(昭和 48 年 5 月 26 日付け厚生省社第 497 号) に基づき配置された指導員
- (15) 老人福祉法 第 29 条に規定する有料老人ホーム 当該有料老人ホームにおいて相談援助業務を行っている指導員
- (16) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和 62 年 6 月 18 日付け社老第 80 号) 別紙 (高齢者総合相談センター運営要綱) に基づく高齢者総合相談センター 当該高齢者総合相談センターにおいて相談援助業務を行っている相談員
- (17) 「隣保館の設置及び運営について」(平成 9 年 9 月 9 日付け厚生省発社援第 198 号) 別紙 (隣保館運営要綱) に基づく隣保館 当該隣保館において相談援助業務を行っている職員
- (18) 「隣保館における隣保事業の実施について」(平成 9 年 9 月 9 日付け社援地第 81 号) 別添 5 (広域隣保活動事業実施要綱) に基づく広域隣保活動を行う施設 当該施設において相談援助業務を行っている職員
- (19) 「地域改善対策対象地域における生活相談員の設置について」(昭和 55 年 5 月 21 日付け社生第 82 号) 別紙 (地域改善対策対象地域における生活相談員設置要綱) に基づく地域改善対策対象地域 当該地域において相談援助業務を行っている生活相談員
- (20) 市 (特別区を含む)。区町村社会福祉協議会 当該社会福祉協議会において相談援助業務を行っている職員のうち、次に掲げる実施要綱により必置とされている相談援助業務を行っている職員
ア 「社会福祉協議会活動の強化について」(平成 6 年 9 月 30 日付け発社援第 300 号 厚生事務次官通知) に規定する福祉活動専門員
イ 「ふれあいのまちづくり事業の実施について」(平成 3 年 9 月 20 日付け社庶第 206 号 社会局長通知および平成 8 年 7 月 17 日付け社援地第 68 号 厚生省社会・援護局長通知) に規定する地域福祉活動コーディネーター
ウ 「福祉活動への参加の推進について」(平成 6 年 7 月 11 日付け社援地第 86 号 厚生省社会・援護局長通知) 別添 2「市区町村ボランティアセンター活動事業実施要綱」に規定する市区町村ボランティアセンターにおける相談員
- (21) 心身障害者福祉協会法 (昭和 45 年 法律 第 44 号) 第 17 条 第 1 項 第 1 号に規定する福祉施設 当該福祉施設において相談援助業務を行っている指導員およびケースワーカー
- (22) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和 60 年 5 月 21 日付け厚生省発児第 104 号) 別紙 (知的障害者福祉工場設置運営要綱) に基づく知的障害者福祉工場 当該知的障害者福祉工場において相談援助業務を行っている指導員
- (23) 財団法人労災ケアセンターが受託運営する労働者災害補償保険法 (昭和 22 年 法律 第 50 号) 第 23 条 第 1 項 第 2 号に基づき設置された労災特別介護施設 当該労災特別介護施設において相談援助業務を行っている主任指導員
- (24) 「重症心身障害児 (者) 通園事業の実施について」(平成 8 年 5 月 10 日付け発児第 496 号) 別紙 (重症心身障害児 (者) 通園事業実施要綱) に基づく「重症心身障害児 (者) 通園事業」を行っている施設 当該施設の児童指導員

- (25) 「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」(平成 2 年 12 月 17 日付け社更 第 247 号) 別紙 (視聴覚障害者情報提供施設及び補装具製作施設の設備及び運営基準) 第 3 章の第 2 に基づく点字図書館および第 3 章の第 4 に基づく聴覚障害者情報提供施設 当該施設等において相談援助業務を行っている職員
- (26) 身体障害者福祉法 第 4 条の 2 第 3 項に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設 当該施設において相談援助業務を行っている職員
- (27) 「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成 3 年 10 月 7 日付け社更 第 220 号) 別添 (身体障害者自立支援事業実施要綱) に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅および身体障害者福祉ホーム等 当該住宅等において相談援助業務を行っている職員
- (28) 「市町村障害者生活支援事業の実施について」(平成 8 年 5 月 10 日付け社援更 第 133 号) 別添 (市町村障害者生活支援事業実施要綱) に基づく「市町村障害者生活支援事業」を行っている施設 当該施設において相談援助業務を行っている職員
- (29) 「知的障害者地域生活援助事業の実施について」(平成元年 5 月 29 日付け児発 第 397 号) 別紙 (知的障害者地域生活援助事業実施要綱) に基づく「知的障害者地域生活援助事業」を行っている知的障害者グループホーム 当該知的障害者グループホームにおいて相談援助業務を行っている職員
- (30) 「知的障害者生活支援事業の実施について」(平成 3 年 9 月 19 日付け児発 第 791 号) 別紙 (知的障害者生活支援事業実施要綱) に基づく「知的障害者生活支援事業」を行っている知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設および知的障害者授産施設 (通所施設を除く。) 当該施設等において相談援助業務を行っている職員
- (31) 「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」(平成 3 年 9 月 30 日付け児発 第 832 号) 別紙 (在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱) に基づく「在宅知的障害者デイサービス事業」を行っている在宅知的障害者デイサービスセンター 当該在宅知的障害者デイサービスセンターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (32) 「知的障害者社会活動総合推進事業の実施について」(平成 4 年 6 月 29 日付け児発 第 616 号) 別紙 (知的障害者社会活動総合推進事業実施要綱) 第 3 の 6 に基づく「知的障害者専門相談 (法的助言・相談) 事業」を行っている施設 当該施設において相談援助業務を行っている相談員
- (33) 老人福祉法 第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業を行う施設 生活指導員
- (34) 「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」別添 4 (老人デイサービス運営事業実施要綱) 2 に基づく「高齢者生活福祉センター運営事業」を行っている高齢者生活福祉センター 生活援助員
- (35) 「高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業の実施について」(平成 2 年 8 月 27 日付け老福 第 168 号) 別添 (高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業実施要綱) に基づく「高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業」を行っている高齢者世話付住宅 生活援助員
- (36) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成 6 年 6 月 23 日付け社援地 第 74 号) 別紙 (地域福祉センター設置運営要綱) に基づく地域福祉センター 当該地域福祉センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (37) 介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 7 条 第 22 項に規定する介護老人保健施設 当該介護老人保健施設において相談援助業務に従事している者
- (38) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年 法律 第 123 号) 第 6 条に規定する精神保健福祉センターおよび地域保健法 第 5 条に規定する保健所 精神保健福祉相談員
- (39) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第 50 条の 2 に規定する精神障害者社会復帰施設 当該精神障害者社会復帰施設において相談援助業務に従事している者
- (40) 「介護実習・普及センター運営事業の実施について」(平成 4 年 4 月 22 日付け老企 第 137 号) 別紙 (介護実習・普及センター運営要綱) に基づく介護実習・普及センター 当該介護実習・普及センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (41) 「精神障害者地域生活援助事業 (精神障害者グループホーム) の実施について」(平成 4 年 7 月 27 日健医発 第 902 号) 別紙 (精神障害者地域生活援助事業実施要綱) に基づく「精神障害者地域生活援助事業」を行っている精神障害者グループホーム 当該精神障害者グループホームにおいて相談援助を行っている職員
- (42) 「精神障害者地域生活支援事業の実施について」(平成 8 年 5 月 10 日付け健医発 第 573 号) 別紙 (精神障害者地域生活支援事業実施要綱) に基づく「精神障害者地域生活支援事業」を行っている精神障害者社会復帰施設 (地方公共団体の委託により実施する場合にあつては、近隣の精神障害者生活訓練施設等との密接な連携が確保された

施設に限る。) 当該施設において相談援助を行っている職員

- (43) 「障害児 (者) 地域療育等支援事業の実施について」(平成 8 年 5 月 10 日付け児発第 497 号) 別紙 (障害児 (者) 地域療育等支援事業実施要綱) に基づく「療育等支援施設事業」を行う施設 当該施設において相談援助業務を行っている相談員
- (44) 児童福祉法 第 27 条 第 2 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた国立療養所等 児童福祉施設最低基準 第 69 条 第 1 項および第 73 条 第 1 項に規定する児童指導員
- 2 次に掲げる職員等として相談援助業務に従事し、または従事した者
- (1) 町村 (福祉事務所設置町村を除く。) の老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者
- (2) 保健所において公共医療事業に従事する者
- 3 社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員養成研修 2 級課程に相当する研修を修了した者、3 (1) アに掲げる資格を取得した者または別表 1 の 1 および 2 に掲げる相談援助業務従事者として 1 年以上勤務した者であって、次に掲げる職員等として相談援助業務に従事し、または従事したもの
- (1) 医療機関において医療社会事業に従事する者 (患者やその家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的または精神的な諸問題について相談および指導を担当する者をいう。)
- (2) 「公営住宅等関連事業推進事業制度要綱」(平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住建発 第 55 号) に基づく「シニア住宅」において主として相談援助を行っている職員
- (3) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、基準該当居宅介護支援事業者および基準該当居宅サービスを行う事業者において相談援助業務・連絡調整業務に従事している者
- (4) 前号に掲げるサービスに相当するサービス (福祉用具を販売するサービスを含む。) に係る業務を行っている事業者 (社会福祉協議会、福祉公社、生活協同組合、農業協同組合、シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等) であって、市町村の委託を受けたものまたは民間事業者によるサービス指針 (ガイドライン) を満たすと認められるもの (各サービスごとに事業主から提出される「確認証明書」により、各事項について基準を満たしていることが確認できるものに限る。) において相談援助業務・連絡調整業務に従事している者
- 4 社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員養成研修 2 級課程に相当する研修を修了した者、社会福祉施設長資格認定講習会もしくはこれに相当する研修等を修了した者、3 (1) アに掲げる資格を取得した者または別表 1 の 1 および 2 に掲げる相談援助業務従事者として 1 年以上勤務した者であって、老人福祉施設、有料老人ホーム、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、保護施設または老人保健施設の施設長として相談援助業務に従事し、または従事した者
- 5 社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員養成研修 2 級課程に相当する研修を修了した者、3 (1) アに掲げる資格を取得した者または別表 1 の 1 および 2 に掲げる相談援助業務従事者として 1 年以上勤務した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程」(平成元年 5 月 20 日 厚生省告示 第 108 号) による試験に合格し、登録を受けた手話通訳士のうち、都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳および自立支援のための相談援助業務に従事し、または従事した者

別表 2

次に掲げる職員等として介護等の業務に従事し、または従事した者

- (1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設 (重度の肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療および訓練を行うものに限る。)、身体障害者療護施設および身体障害者授産施設 (重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。) の寮母
- (2) 生活保護法に規定する救護施設および更生施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- (3) 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- (4) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業および知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業の訪問介護員
- (5) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業もしくは身体障害者短期入所事業または知的障害者

- 福祉法に規定する知的障害者短期入所事業を行う施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- (6) 老人福祉法に規定する軽費老人ホームおよび有料老人ホーム、介護保険法に規定する介護老人保健施設ならびに「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」(昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶 30 号) 2(3) に規定する施設であって、その入所者のうちに身体上または精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
 - (7) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。)による改正前の医療法に規定する療養型病床群および改正法附則に規定する経過的旧療養型病床群を含む。)の病床により構成される病棟または診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
 - (8) 介護保険法施行法(平成 9 年法律第 124 号)による改正前の老人保健法に規定する看護強化病床(知事が別に定めるものに限る。)により構成される病棟(前号に規定する病棟を除く。)または看護強化病床を有する診療所の看護強化病床を有する病室において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
 - (9) 老人診療報酬点数表(告示)において定められた病棟または診療所((7)に定める病棟等を除く。)のうち、介護力を強化したもの(知事が別に定めるものに限る。)において、その主たる業務が介護等の業務であるもの
 - (10) 介護保険法に規定する介護療養型医療施設の病棟等(知事が別に定めるものに限る。)において、その主たる業務が介護等の業務であるもの
 - (11) 次に掲げる者のうち、介護等の便宜を供与する事業を行う事業者(事業として継続・反復して事業を行う者に限る。)に雇用され、または当該事業者の指揮命令を受けて介護等の業務に従事するもの
 - ア 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者
 - イ 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
 - ウ 生活協同組合および農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
 - エ 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っている者
 - オ 平成 9 年 9 月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
 - カ ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者
 - (12) 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則(昭和 22 年労働省令第 12 号)第 24 条第 1 項第 3 号に掲げる家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
 - (13) 財団法人労災ケアセンターが受託運営する労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 23 条第 1 項第 2 号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員
 - (14) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成 8 年 5 月 10 日付け児発第 496 号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」において施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員および理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
 - (15) 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和 62 年 8 月 6 日付け社更第 185 号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
 - (16) 「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成 3 年 10 月 7 日付け社更第 220 号)別添(身体障害者自立支援事業実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービス等を提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
 - (17) 「地域福祉センターの設置運営について」別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
 - (18) 児童福祉法に規定する重症心身障害児施設の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護

等の業務であるもの

- (19) ハンセン病療養所の職員 (国立ハンセン病療養所にあつては、介護員) のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- (20) 知的障害児施設および肢体不自由児施設 (肢体不自由児通園施設を除く。) の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- (21) 「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」(昭和 54 年 4 月 11 日付け発児 第 67 号) 別添 (知的障害者通所援護事業実施要綱) に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- (22) 児童福祉法 第 27 条 第 2 項に基づき厚生労働大臣の指定を受けた国立療養所等の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 18 条の規定に基づき彦根長浜都市計画公園を次のとおり変更しようとするので、同法 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 17 条 第 1 項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 都市計画の種類 彦根長浜都市計画公園 5・5・5 号 荒神山公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域 彦根市日夏町字古屋敷、字大縄および字宮ノ前
- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県湖東地域振興局建設管理部 彦根市元町 4 - 1
彦根市役所都市計画課 彦根市元町 4 - 2

- 4 縦覧期間 平成 14 年 7 月 29 日から平成 14 年 8 月 12 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 18 条の規定に基づき彦根長浜都市計画風致地区を次のとおり変更しようとするので、同法 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 17 条 第 1 項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 都市計画の種類 彦根長浜都市計画風致地区 荒神山風致地区、古城山風致地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 彦根市日夏町、清崎町、賀田山町および稲里町
- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県湖東地域振興局建設管理部 彦根市元町 4 - 1
彦根市役所都市計画課 彦根市元町 4 - 2

- 4 縦覧期間 平成 14 年 7 月 29 日から平成 14 年 8 月 12 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 18 条の規定に基づき彦根長浜都市計画緑地を次のとおり変更しようとするので、同法 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 17 条 第 1 項の規定に基づき

き公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 都市計画の種類 彦根長浜都市計画緑地 5 号 宇曾川緑地
- 2 都市計画を変更する土地の区域 彦根市日夏町、清崎町、賀田山町、肥田町および三津町

3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
 滋賀県湖東地域振興局建設管理部 彦根市元町 4 - 1
 彦根市役所都市計画課 彦根市元町 4 - 2

4 縦覧期間 平成 14 年 7 月 29 日から平成 14 年 8 月 12 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 14 年 7 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市安養寺 1 - 13 - 33 栗東市長 猪飼峯隆	栗東市十里字北井ノ尻 499 - 2 の一部、499 - 5 の一部、501 - 2 の一部、501 - 3 の一部、字南井ノ尻 502、503 - 2、504 - 2 の一部、507 - 3 の一部、508 - 4 の一部、509 - 2 の一部、510 - 3 の一部、512 - 3 の一部、字鯉ヶ池 443 の一部、444 - 1、444 - 2 の一部、444 - 3 の一部、字スゲ田 413 - 1、413 - 2、413 - 3、413 - 4 の一部、413 - 5、413 - 6 の一部、413 - 7、414 - 4 の一部、417 - 3 の一部、417 - 4 の一部、417 - 5、417 - 6、417 - 7、418 - 1、418 - 2、418 - 3、418 - 4、418 - 5、418 - 6、419 - 2、420 - 1、420 - 2、420 - 3、420 - 4、420 - 5、420 - 6、421 - 1、421 - 2、421 - 3、422 - 1、422 - 2、423、423 - 1、423 - 2、423 - 3、423 - 4、424、425 - 1、425 - 2、426、427、427 - 1、428 の一部、429 - 1 の一部、429 - 2、430 の一部、430 - 2 の一部、431 - 1 の一部、431 - 2、433 - 1、433 - 2、433 - 3 の一部、435 - 1 の一部、436 - 1 の一部、437 - 1 の一部、437 - 2 の一部、438 - 1、438 - 2、438 - 3、439、440 - 1 の一部、440 - 2 の一部、441 - 1 の	11,887.86 m ² 第 7 工区	平成 14. 7. 17	005936

一部、441 - 2 の一部、字中瓜生 403 - 1 の一部、403 - 3 の一部、 字南瓜生 404 - 1 の一部、404 - 2 の一部、405 - 1 の一部、405 - 3、 406 - 1 の一部、406 - 2、407 - 1 の一部、407 - 2、409 - 1 の一部、 409 - 2、410 - 1 の一部、410 - 2、 411 - 1 の一部、411 - 2、412 の 一部、412 - 2 の一部、412 - 3 の 一部			
---	--	--	--

一般競争入札の公告

平成 14 年度における病院情報システムの拡張に伴う病院情報システム借入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 6 の規定により公告する。

平成 14 年 7 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 病院情報システム (搬入、据付け、接続、調整等を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 借入期間 平成 14 年 10 月 1 日 (火) から平成 19 年 9 月 30 日 (日) まで
- (4) 借入場所 滋賀県立成人病センター 守山市守山五丁目 4 番 30 号

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係指名等停止基準、滋賀県特定調達契約の物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 入札参加者に必要な資格等 (平成 13 年 滋賀県告示 第 41 号) または入札参加者に必要な資格等 (平成 14 年 滋賀県告示 第 29 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

滋賀県健康福祉部健康対策課県立病院室 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 TEL 077 - 528 - 3651

- (4) 借入物品に係る修理、部品供給等を行う体制を整えた者であること。

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県立成人病センター 企画情報部 〒 524 - 8524 守山市守山五丁目 4 番 30 号 TEL 077 - 582 - 8068
- (2) 契約条項を示す期間 平成 14 年 7 月 29 日 (月) から平成 14 年 9 月 9 日 (月) まで (土曜日および日曜日を除く。) の 9 時から 17 時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1) に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成 14 年 8 月 5 日 (月) 13 時 30 分 滋賀県立成人病センター研究所講堂
- (5) 入札書の受領期限 平成 14 年 9 月 9 日 (月) 17 時
- (6) 開札の日時および場所 平成 14 年 9 月 10 日 (火) 13 時 30 分 滋賀県立成人病センター研究所講堂

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業財務規則 (昭和 58 年 滋賀県規則 第 16 号) 第 78 条の規定に基づき、滋賀県財務規則 (昭和 51 年 滋賀県規則 第 56 号) および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則 (平成 7 年 滋賀県規則 第 92 号) の規定によるものとする。

- (2) 入札金額は、1 月当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。) は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 保証金 入札保証金および契約保証金については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則の規定による。
- 6 契約書の作成の要否 要
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則 第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 8 落札者の決定方法 仕様書に示した要件を満たしていることを証するために入札書に添付された書類について検討し、当該要件を満たしていると滋賀県が認めた者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 10 その他必要事項
- (1) 入札参加者に要求される事項
- ア 入札参加者は、封印した入札書にこの公告に示した物品を貸し付けることができることを証明する書類を添付して、3(5)に示す受領期限までに提出すること。
- イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、滋賀県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be rent : Computer Terminals for Hospital Information System, 1 set
- (2) Time limit for tender : 17 : 00, 9 September 2002
- (3) Contact point for the notice : General Planning and Information System Division, Shiga Medical Center for Adults, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524 - 8524 Japan TEL 077 - 582 - 8068

地 域 振 興 局 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 14 年 7 月 29 日

滋賀県湖南地域振興局長 吉 岡 武 彦

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市唐崎一丁目 23 - 20 株式会社 シガホーム 代表取締役 井上 豊	栗東市小柿六丁目 468 - 1	1, 262. 25 m ²	平成 14. 7. 15	001425

公 安 委 員 会 公 告

猟銃等講習会実施公告

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号) 第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき平成 14 年度 (下半期) の猟銃等講習会を次のとおり実施する。

平成 14 年 7 月 29 日

滋賀県公安委員会委員長 吉 川 治 甫

1 受講対象者

- (1) 初心者講習会 滋賀県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法 (以下「法」という。) 第 4 条第 1 項第 1 号の規定により猟銃または空気銃 (以下「猟銃等」という。) の所持許可を受けようとするもの (現に猟銃等の所持許可を受けている者および (2) イに掲げる者を除く。)
- (2) 経験者講習会 滋賀県内に住所を有する者で、次のアまたはイに該当するもの
 - ア 現に猟銃等の所持許可を受けている者であって、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定により新たに他の猟銃等の所持許可を受けようとするものまたは法第 7 条の 3 第 2 項の規定による猟銃等の許可の更新を受けようとするもの (法第 9 条の 3 第 1 項に規定する射撃指導員および許可または更新の申請の際有効な講習修了証明書を所持する者を除く。)
 - イ 法第 4 条第 1 項第 1 号の規定により猟銃等の所持許可を受けようとする者のうち、海外旅行、災害等法令で規定するやむを得ない事情により猟銃等の許可更新を受けることができなかった者で、当該事情がやんだ日から起算して 1 月を経過していないもの

2 講習会の日時および場所

- (1) 初心者講習会 別表 1 のとおり
- (2) 経験者講習会 別表 2 のとおり

3 講習科目および時間

- (1) 初心者講習会
猟銃および空気銃の所持に関する法令 3 時間
猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い 2 時間
- (2) 経験者講習会
猟銃および空気銃の所持に関する法令 2 時間
猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い 1 時間

4 講習修了証明書の交付

- (1) 初心者講習会 講習終了後、おおむね 1 時間程度の筆記による考査を行い、考査の結果、取得点が 70 点以上の者に対して講習修了証明書を交付する。
- (2) 経験者講習会 受講者に対しては、講習修了証明書を交付する。

5 手数料 受講申込みをするときに、次に掲げる額を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。

- (1) 初心者講習会 6,800 円
- (2) 経験者講習会 3,000 円

6 注意事項

- (1) 受講者は、講習開催日の 1 週間前までに、所定の受講申込書 2 通に写真 (提出前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2 枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 受付期間内であっても、受講申込人員が講習定員に達した場合は受付を締め切る。
- (3) 講習会における遅刻、早退は認めない。
- (4) 受講者は、講習当日、筆記具を持参すること。
- (5) 講習場所の都合により実施困難な場合は、最寄りの場所に変更することがある。

別表 1

初心者講習会日程表

(平成 14 年度下半期)

月 日 (曜)	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
平成 14 年 11 月 7 日 (木)	9 時 30 分から 17 時まで	愛 知 川 警 察 署	30 名
平成 15 年 2 月 6 日 (木)	"	堅 田 警 察 署	50 名

別表 2

経験者講習会日程表

(平成 14 年度下半期)

月 日 (曜)	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
平成 14 年 10 月 24 日 (木)	9 時 30 分から 12 時 30 分まで	J A 甲 賀 郡 ・ J A 会 館	50 名
平成 14 年 11 月 21 日 (木)	"	滋 賀 県 立 文 化 産 業 交 流 会 館	80 名
平成 14 年 12 月 19 日 (木)	"	志 賀 町 立 図 書 館	30 名
平成 15 年 1 月 16 日 (木)	"	長 浜 警 察 署	30 名
平成 15 年 2 月 20 日 (木)	"	大 津 市 生 涯 学 習 セ ン タ ー	50 名
平成 15 年 3 月 27 日 (木)	"	守 山 市 民 ホ ー ル	50 名

